

学校感染症による出席停止と治癒報告書について

1. 出席停止と出席停止期間について

生徒が学校感染症と診断された時には、学校保健安全法により、学校長が出席を停止することができます。出席停止期間は、医師に診断された日から医師の許可が出るまでです。（下記の出席停止の対象となる病気及び出席停止期間の基準を参照）

2. 出席停止の対象となる病気及び出席停止期間の基準

| | 対象疾患 | 出席停止の期間 |
|-----|--|---|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、急性灰白髄炎、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9） | 治癒するまで |
| 第二種 | インフルエンザ（第一種の鳥インフルエンザを除く） | 発症後5日経過し、かつ解熱後2日間経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで |
| | 麻疹（はしか） | 解熱した後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎（おたふく） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| | 風疹（三日ばしか） | 発疹が消失するまで |
| | 水痘（水ぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状の消退後2日を経過するまで |
| | 結核 | 医師が感染のおそれがないと認めるまで |
| 第三種 | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 医師が感染のおそれがないと認めるまで |
| | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症 | 病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで |

3. 出席停止の対象となる上記の病気にかかった時は、ただちに学校へ連絡してください。

4. 学校感染症が治って登校する場合は、保護者が記入した「治癒報告書」を、提出してください。規定期間以外で登校となる場合は、医師の指示に従い、証明書を提出してください。